

# 全国知事会による 日本・ドイツ・イタリアの地位協定比較

## 条文比較調査

	①国内法の適用	②基地の管理権	③訓練・演習への関与	④警察権
日本	<p><b>原則不適用</b> (一般国際法上、駐留軍には特別の取決めがない限り、受入国の国内法は適用されないとの立場)</p>	<p>米軍に排他的管理権が認められ、日本側による基地内への<b>立入り権は明記されていない</b></p>	<p>訓練や演習に関する<b>規制権限はなく、詳細な情報も通報されず、政府としても求めることもしないという姿勢</b></p>	<p>施設・区域内の全ての者若しくは財産、施設・区域外の米軍の財産について、日本側による<b>搜索、差押え、検証を行なう権利を行使しない</b> (合意議事録)</p>
ドイツ	<p>派遣国軍隊の施設区域の使用や訓練・演習に対する<b>ドイツ国内法の適用を明記</b></p>	<p>連邦、州、地方自治体の<b>立入り権が明記</b>され、緊急の場合の事前通告なしの立入りも明記</p>	<p>米軍の訓練・演習には、<b>ドイツ側の許可、承認、同意等が必要</b></p>	<p>ドイツ警察による提供施設・区域内での<b>任務遂行権限を明記</b></p>
イタリア	<p>米軍の訓練行動等に対する<b>イタリア法規の遵守義務を明記</b></p>	<p><b>米軍基地もイタリア司令部の下に置かれ、</b>イタリア司令官による全ての区域及び施設への<b>立入り権を明記</b></p>	<p>米軍の訓練は、<b>イタリア軍司令官への事前通知、調整、承認が必要</b></p>	<p>イタリア司令官による全ての区域及び施設への<b>立入り権を明記</b></p>